

## 第34回世田谷区農業委員会総会

日：令和2年5月22日（金）

場所：区役所第二庁舎大会議室

## 第34回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和2年5月22日（金）午後3時から

開催場所：区役所第二庁舎大会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、高橋敏昭、上野博、永井潔、  
苅部嘉也、佐藤治雄、渡邊武彦、三田浩司、池亀宏、橋本隆男、高橋良治、  
森安一、山崎節彌、岡本のぶ子、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：田中光男、山崎義清、田中宏和、佐藤満秀

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 湯本由美、主事 岡田英朗、  
主事 関智秋

午後 3 時開会

事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第34回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長挨拶)

高橋会長 本日は、佐藤満秀委員、田中光男委員、田中宏和委員、山崎義清委員の4名が欠席されておりますが、過半数の出席がございますので、総会の成立していることを報告いたします。

本日の署名委員ですが、真鍋よしゆき委員と岡本のぶ子委員、よろしく願いいたします。

それでは、議題4の議案の審議に入ります。

今回は(1)の第1号議案はございません。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、農地法第5条が2件となっております。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号2-4-2。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただきまして、資料No.2-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。こちらも専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号2-5-1。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

もう1枚おめくりいただきまして、資料No.2-2でございます。

受付番号2-5-2。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上になります。

高橋会長 それでは、質問がありましたらお願いいたします。

高橋(良)委員 2-2の方なのですが、外環工事に伴う仮設事務所の設置ということで、これは仮設ですよ。そうすると、普通、仮設というと確か2年だか3年だかつとその

許可はなくなってしまうのですけれども、その後も何かに使うということで転用されるということですか。今、工事期間が何とかと言っていたのですが、その意味がよく分からなかったのです。

事務局 工事が延びておりまして、まだ仮設事務所が必要だということで、賃借期間を延長しての契約といたしますか……。

高橋（良）委員 賃借ということですか。では、この場合は工事が終わったらまた元に戻るという意味ですね。

事務局 はい。そのように聞いております。

高橋（良）委員 分かりました。

高橋会長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

高橋会長 では、ないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが3件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが2件、農地法第3条の3届出の報告についてが1件ございます。

それではまず、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。3件ございますので、順に審議いたします。まずは1件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

本日、田中光男委員がお休みされておりますので、事務局で調査結果を代読させていただきます。

5月14日、事務局2名と現地調査を行いました。立会人は相続人の〇〇さんです。農業経営は、相続人の〇〇さんと〇〇様の2名です。農作物は夏野菜、トマト、キュウリ、ナス、トウモロコシ、ネギ等で、今はフキ、スナップエンドウ等を販売しています。販売方法は、主に千歳烏山のファーマーズマーケット、最近は庭先での直売も行っております。肥培管理は、カキの木の下にやや草がありましたが、畑の方は草もなく良好でした。

以上で代読を終わります。

高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。では、意見がないようですので、採決させていただきます。  
証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することと  
いたします。

次に、2件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を  
行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました苅部委員、調査結果の報告をお願いいたします。

苅部委員 5月15日、事務局2名と現地を調査いたしました。立会人は申請者の〇〇さん  
に立ち会っていただき、お話をお伺いしました。農業経営は〇〇さん1人でやられてい  
るそうです。畑では、キュウリ、ナス、ジャガイモ、サトイモ、ヤーコン、アシタバ等が  
栽培されており、畑の周囲にウメ、ミカン、キンカン、ナツミカン等、果樹が多く植えて  
ありました。収穫した野菜は畑での直売のみということです。

あと、肥培管理に関しては問題点が多く見受けられ、畑の入り口に車が沈んでしまう  
ということで砂利を敷いており、あと、幅が1mで長さが1m50cmぐらいのコンクリートの  
板を数枚、通路として敷いてありました。コンクリートの板は納税猶予を受けたときから  
敷いてあるようで、何も言われなかったそうです。砂利に関しては最近敷いたようで、生  
産緑地では駄目ですとお伝えしましたが、あまりご理解はいただけないような感じでした。  
また、畑の中央部分でキュウリ等を栽培している場所、農地の3分の1ぐらいなのですが  
れども、そこは比較的きれいでしたが、そのほかの場所は除草や果樹の枝等の処分がされ  
ていないため、踏み入れない場所が多々ありました。とりあえず問題点が多くありまし  
たので、まずは除草をお願いし、お約束いただけました。

あと、特定生産緑地に関しても説明会に参加したか分からないと言われていました。当  
日も確認はできませんでしたので、簡単な説明をいたしました。事務局とも、このまま  
では特定生産緑地の申請が来ても許可できない可能性があります。今後、時間はかかると思

いますが、改善をお願いしていこうと思っております。また、特定生産緑地のこともご理解されていないように見受けられましたので、農協にもご協力をいただければと思っております。

今回の引き続き納税猶予の申請は、まず除草をお約束してくれましたので、その言葉を信じて許可をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。では、ないようですので採決をさせていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。では、証明書を発行することといたします。

3件目をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 もう1件、苅部委員、お願いいたします。

苅部委員 5月15日、事務局2名と現地を調査いたしました。立会人は申請者の〇〇さんに立ち会っていただき、お話をお伺いしました。農業経営は、家族経営で〇〇さんと〇〇さんで、繁忙期になると〇〇さんが手伝ってくれるということでした。

農地は道を挟んで2か所に分かれていまして、〇〇の〇〇、〇〇の〇〇の畑は、トマト、ナス、ピーマン、ジャガイモ、ネギ、サトイモ等が栽培されていました。一部、コマツナの花が咲き終わった場所がありましたが、これに関しては、畑の横を通る人に花がきれいと言われていたのでなかなか処分できなかったとおっしゃっていました。花が咲き終わりましたので、近日中にトラクターですき込んでくれるというお約束をしてくれました。

〇〇の〇〇番の畑は、こちらは自宅とつながっていまして、3分の1は竹やぶ、残り3分の2でトマト、キュウリ、スナップエンドウ、ナバナ等を栽培されていました。今後、オクラ、トウモロコシの苗が出来次第、定植するということでした。あと、竹やぶの周辺

に雑草がちょっと目立ちましたので、除草をお願いし、近日中に除草してくれるということでした。そのほか、肥培管理に関しては概ね良好でした。収穫した野菜は畑での直売や自家用、あと近隣の方に配ってなくなるそうです。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。2件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目の説明を願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4 - 1をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました佐藤治雄委員、結果の報告をお願いいたします。

佐藤(治)委員 5月12日に申請者の〇〇さんにお会いをいたしまして、調査をしてまいりました。〇〇さんは農業をずっとやられていたんですけども、高齢ということで、1年ほど前に体調を崩されまして、それから、〇〇さんにあれはやったかとかこれはどうしたとかといろいろ農業の話をし、また、いろいろ指示をされて、そして〇〇さんが1年間主になってやっていたということでございます。ですので、主たる従事者と言えらと思います。そして、2番目の小作関係の有無についてですけれども、これもないということでした。3番目の申請地に係る紛争の有無についても、隣地との境界とかそういうものはきちっと確定されているということでございます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ご意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 田中宏和委員が調査されましたが、本日欠席されておりますので、事務局から代読で結果報告をお願いいたします。

事務局 田中宏和委員から調査結果を頂いておりますので、事務局から代読させていただきます。

5月12日に申請者の〇〇さんに話を伺ってきました。この方は亡くなった〇〇さんの〇〇さんになります。〇〇さんは、約10年前に肺気腫の手術を行い、それからは毎日酸素吸入をする生活でしたが、それでも酸素ポンペを引きながら畑に行かれていたようです。昨年、心臓病を患い、入退院を繰り返しており、申請者の〇〇さんが農作業を行っていました。この畑はクリ畑で約20本を栽培しています。また、小作関係、申請地に係る紛争はないとのこと。

以上で代読を終わります。

高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。それでは、意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行すること



といたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

次に、農地法第3条の3届出の報告についてですが、専決処理となっておりますので報告のみとさせていただきます。1件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5をご覧ください。農地法第3条の3に基づく届出について。専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号2-3・3-1。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。

何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、農地法第3条の3届出の報告については終了いたします。

次に、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会に定める面積等についてを上程いたします。

まずは事務局から説明願います。

事務局 少し長くなりますが、それでは、お手元の資料No.6をご覧ください。第3号議案農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等について、ご審議をお願いするところでございます。

本件につきましては、毎年この時期に農業委員の皆様にご審議をいただいている案件でございますが、年1回のみでの審議ということもございますので、お時間を頂戴して説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1ページの1、主旨についてですが、これは、農地法第3条第2項第5号に規定する農林水産省令で定める基準に従い、当委員会が30aに設定した下限面積等を修正するかについて審議を求めるところでございます。農地法第3条につきましては、同じ資料の5ページに条文を載せてございます。5ページをお開き下さい。この農地法第3条第1項において、農地を農地として所有権の移転、賃借権等の権利を設定、移転する場合に農業委員会の許可が必要であるということが述べられております。また、第3条第2項に

おいては、許可できない要件について定められております。下限面積につきましては、同じ第2項第5号に定められてございます。

今回審議を求める理由につきましては、1ページにお戻りいただきまして、2に記載しております。読ませていただきますと、平成21年12月施行の改正農地法により農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、区市町村の区域内または一部について、これらの面積（北海道では2ha、都府県では50a）の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときにはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として制定できることとなり、当委員会では、平成24年5月31日開催の総会において別段の面積を世田谷区全域で30aとすることと定め、平成24年6月7日に公示いたしました。このことにつきましては、農林水産省の通知「農業委員会の適正な事務実施について」の中で、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について検討し、当該検討結果を公表することとされているため、今回も審議を求めるものでございます。

続きまして、同じ1ページの3、審議する内容といたしましては、(1)の農地法施行規則第17条第1項の適用についてでございます。現行の下限面積は、自然的経済的条件から見て営農条件が概ね同一と認められる地域を世田谷区全域として、2010年農林業センサスデータを基に、世田谷区全域の農家の41.4%が30a未満の経営耕地面積となっていることから設定したものであり、今回、それを修正する基準面積に変更はないかどうか、また、(2)の農地法施行規則第17条第2項の適用についてでございますが、令和元年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査、いわゆる農地パトロールの結果、区内の遊休農地率は非常に低い状況にあるが、当該設定区域における農地の保有、利用の現況、将来の見通し等から見て、新規就農を促進するために適当と認められる面積は幾つかという部分で、現在は世田谷区全域となっている区域を修正する必要性があるか、現在は30aとしている下限面積を修正する必要性があるかという部分についてご審議いただいて結論づけるものということで進めさせて頂くところでございます。

続きまして、2ページをご覧下さい。4の設定できる別段の面積の範囲について説明させていただきます。5ページの農地法と農地法施行規則の抜粋ですが、農地法施行規則第17条第1項の条文により、自然条件から見て概ね同一と認められる地域で、面積の単位はaで10a以上、その地域で設定しようとする面積未満の農地を耕作の事業に供している者の数が、農地を耕作の事業に供している者の総数の100分の40を下らないように算定することになってございます。

なお、この件について補足説明させていただきますと、農林水産省の通知の中では、下限面積については10 a 以上の整数倍であること、また、平均規模は特に小さい地域においては10 a 未満に設定することも可としております。新規就農者の参入やUターン、Iターン者の定住の促進を図っている自治体もございます。

続きまして、5の世田谷区で設定できる別段の面積について説明させていただきます。7ページに表を載せてございます。併せてご覧いただければと思います。平成27年の農林業センサスデータによると、世田谷区の農業経営体戸数は212戸で、その40%は84.8になります。85戸以上になれば40%は下回らないということになりますので、その中で10 a 未満が6戸、20 a 未満が延べ55戸、30 a 未満が延べ93戸ですので、30 a 未満が設定できる面積になります。また、参考資料になりますが、(2)農家基本調査データは、8ページに表を載せてございます。直近の調査、令和元年8月世田谷区農家基本調査データによりますと、世田谷区の農家戸数は314戸で、その40%は125.6になりますので、126戸以上になれば40%を下回らないということになります。その中で、10 a 未満が3戸、20 a 未満の延べ数が137戸、30 a 未満の延べ数が202戸ですので、20 a 未満が設定できる面積になるということでございます。つまり、別段の面積の設定につきましては、直近の農林業センサスデータによると30 a、直近の農家基本調査データによると20 a が設定できるということでございます。

続きまして、2ページです。6の平成24年5月総会開催時の下限面積の制定理由でございます。こちらは、農地法第3条第2項において下限面積を都道府県で50 a と定めているところを、農地法施行規則に基づき農業委員会が別段の面積を定めることができるとしたところで、世田谷区農業委員会として一番最初に別段面積で設定した理由でございますので、ご一読いただければと思います。

続きまして、7、平成25年から令和元年総会開催時の下限面積の審議結果に移らせていただきます。(1)農地法施行規則第17条第1項の適用についてでございます。平成27年の2015年農林業センサスにおいて、世田谷区全域の農家の43.9%が30 a 未満の経営耕地面積であり、修正する基準面積に変更はないということ。また、(2)農地法施行規則第17条第2項の適用についてでございますが、平成24年度から令和元年度に実施した農地法第30条の規定に基づく利用状況調査(農地パトロール)の結果、区内の遊休農地率は非常に低い状況であり、当該設定区域における農地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、現行の下限面積を引き下げることが新規就農を促進するために適当と認められない。上記理由により、平成24年に下限面積を設定したときと状況がほとんど変わっていないことが

ら、変更しないこととしているということをご報告させていただきます。

続きまして、3ページをご覧ください。これから皆様にご審議頂くに当たって留意する事項ということで触れさせていただきます。

まず、8の(1)農地法に下限面積制限の基準が設けられている理由につきまして、2点ございます。1つ目、新たに農地を取得した後においても、なお下限面積に満たないような零細経営農家の場合は、多くの場合、農業で自立することはできず、農業の生産性も低く、農業生産の発展と農用地の効率的な利用が図られにくいこと。2つ目、限りある農地の効率的な活用を図っていくためには、農業者として農業経営に対する意欲も能力もある人に優先利用させ、零細な我が国の農業経営の規模拡大と構造改善に資することが国の対策として重要であることでございます。また、(2)農地法第3条第2項のその他許可要件につきましては、主なものとして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件がございますので、それぞれご確認いただければと思います。次に、審議する上で留意頂く3つ目のこととして(3)優良農地の確保及び農地の分散防止、4つ目として(4)資産保有を目的とした取得防止ということが挙げられるところでございます。

続きまして、4ページに進めさせていただきます。皆様にご審議頂く後の手続の流れについてでございます。

別段の面積等を変更した場合、その結果を公示する。また、世田谷区のホームページにて公表する。また、別段の面積等を変更しなかった場合にも同様、その結果を世田谷区ホームページで公表するということでございます。

続きまして、先程も若干触れましたが、農林業センサス、農家基本調査データにつきまして若干触れさせていただきます。

7ページをご覧ください。1、平成27年(2015年)農林業センサスのデータによる試算です。2020年2月、今年の2月ですけれども、調査を実施しておりますが、現時点ではまだ集計中ということですので、農林業センサスデータ試算としてはこれが最新の結果となっております。その下、1つ前の平成22年農林業センサスのデータによる試算の表と比べていただきますと、該当数、農業経営体戸数について、若干減ってはいますけれども、そのパーセンテージにつきましては、特に30a未満が40%というのはそれほど変わらないということをご報告させていただきます。

次に、8ページに移らせていただきます。こちらは令和元年世田谷区農家基本調査のデ

ータによる試算で、毎年皆様のご協力をいただいております農家基本調査の結果集計でございます。世田谷区において令和元年は、農家戸数につきましては合計314戸という中で、延べ数は20 a 未満で137戸であり、40%以上ということになります。なお、この部分についても、その前の年の平成30年のデータと見比べますと、パーセンテージにつきましてはあまり変わりはないことをご報告させていただきます。なお、この調査の調査対象者等についての説明書につきましては、9ページに1、平成27年農林業センサス調査基準及びその下の2、世田谷区農家基本調査基準で対象者についておのおの記載がございますので、ご参考になさっていただければと思います。

最後に、10ページに参考資料としておつけした中で、まず、1の都内のほかの自治体の設定状況を記載しております。2つ目として、世田谷区において別段の面積を設定するメリットを挙げさせていただきます。(1)別段の面積を設定することにより、少しの可能性ではあるが、農地を集積した農作業の効率化と農業経営安定化、農地保全に寄与することとなる。(2)区内の経営農地は減少を続けており、その主な原因は、相続税等の税負担の問題である。税制等の制度改善のため、国等への要望活動を継続して実施しているところであるが、世田谷区が別段の面積を設定したことは23区内初であり、さらなる貴重な都市農地の保全に対するアピールになる。

最後に、3です。世田谷区において別段の面積を設定するデメリットでございます。(1)都市部において土地の価格が高いため、農地の取得後、他人に転売や貸付け、資産保有のための取得等、法の悪用を図る者が出て、それを見抜けなかった場合、下限面積を設定することにより農地減少を助長してしまうおそれがあるということ、(2)新規就農者が農地取得後に、ある事由で農業経営の継続が困難になった場合、農地が適切に管理されなくなるおそれがあるということ、以上2点、デメリットについて触れさせていただきます。

駆け足でございましたが、事務局の説明は以上で終わらせていただきます。

高橋会長 今日の説明、この件につきましては、毎年この時期に総会において農業委員の皆様にご審議いただいている要件、案件であります。事務局から先程説明がありましたとおり、審議頂く1点は、別段の面積を定める設定区域を世田谷区全域とするか、2点目は、現在30 aとして設定されている下限面積を修正する必要があるかという点です。この2点について決定し、事務局の審議結果の公表を行っております。この件につきましては、第1回のみでの審議であり、委員の皆様にご審議、ご判断いただきたいと思っておりますので、本日の提案内容をお持ち帰りいただき、次回、6月の総会時に改めて審議させていた

だきたいと思います。委員の皆様は次回まで考えをまとめて頂くということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 それでは、次回に再審議といたします。次回の総会時に高橋敏昭委員から、従来の座席での時計回りで各委員にご意見をいただきます。最終的に挙手により決定したいと思います。

本件に関してご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですね。それでは、これをもちまして農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についての審議を終わります。

続きまして、4月度農業委員会総会(中止)専決事項の報告についてに移ります。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、事務局からご報告させていただきます。

御存知のとおり、中止になりました4月度の農業委員会総会ですが、第3号議案の引き続き農業経営を行っている旨の証明願につきましては、本来、総会においてご審議を頂く案件でございますが、申請者が税務署に提出する期限等があることも鑑み、東京都農業会議とも相談した上で、申請のあった7件につきましては会長の専決事項とさせていただきました。委員の皆様には議案書をお送りさせていただき、ご意見等があれば事務局にお送りいただけるようお諮りしたところでございます。その結果、ご意見等はなかったこと、各申請者に対して証明書を発行したことをご報告申し上げます。

以上です。

高橋会長 この件につきまして質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の審議事項に移ります。

(1)の特定生産緑地の指定申請を受けた農地の肥培管理状況についてを審議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 今年の3月の第32回農業委員会総会で議題に上げさせていただきました特定生産緑地の指定手続に当たり、肥培管理が良好とは言い難い農地が含まれている件ござい

ます。

ここで改めて事務局から、特定生産緑地の指定までの流れを再度ご説明申し上げます。ここでは、平成4年10月に生産緑地に指定された農地を前提としてお話を申し上げます。特定生産緑地としての指定は2022年10月になります。これに備え、昨年2019年5月より、毎年受付期間を設けて3回の申請機会を設けてございますが、指定につきましては、どの段階で申請をしても2022年10月になります。現在の状況ですが、2019年5月から12月に受け付けた分を処理している最中で、世田谷区では112件の申請がございました。前回報告がありました4件の案件も、その112件の中の一部でございます。今年の6月に行われます都市計画審議会におきましてそれぞれ審査をされる訳ですが、肥培管理の良好ではない生産緑地に関しては、ここでは指定を受けない可能性がございます。仮にここで指定されなかったとしても、今年、来年と再度申請する機会がございます。その期間で肥培管理の向上を行っていけば、2022年10月に特定生産緑地に指定されることとなります。このように現段階で肥培管理がよくない生産緑地に対し、農業委員会として今後どのように対応していくべきかが問題となっております。その方向性を固める上で、まずは当該地を所管する各農協様からそれぞれの園主に事情聴取を行うことになっておりましたので、まずこの場で情報共有をさせていただきたく思います。

それでは、宍戸職務代理と高橋会長からご説明をお願いいたします。

宍戸会長職務代理者 3月の総会におきまして、特定生産緑地の申請に対しまして、現状は特定生産緑地を受けられるような農地かどうかということで、各農協にどのような対応になっているかという質問があり、また調べてまいりました。東京中央管内では、砧地区または千歳地区がございまして、3件が今回問題地になっております。私はその3件を回ってみました。

その3件の中のまず〇〇の農地ですが、これは広大地の生産緑地になっておりまして、現状、資料をいただいた状況と変わっておりませんでした。農協と農地の持ち主様とお話がありまして、ぜひ特定生産緑地を受けたいので、現状を、農協を通して相談したいという話があったそうです。私はその後に見に行きましたら、果樹を植えて、夏物の野菜の植付けもしておりましたけれども、ただ、草がかなり生えていまして、それをどうにかしない限りは特定生産緑地は無理かなと思っておりますが、ただ、今、農協もそういう相談がありましたので、ぜひ特定生産緑地を受けられるような形に相談していきたいという話でございます。

ただ、今、コロナウイルスが発生しておりまして、職員の対応がなかなかできない状態でございますので、それが動けるようになりまして、農協も相談に上がって原状回復をさせてあげたいという話を農協の方でも考えているようでございます。

それと、〇〇の物件に関しましては、私は3月に総代会の後に行きまわりましたが、その時点では草もきれいに刈ってありまして、農協にも相談がありまして、農地としてやっていきたいということでありました。現状を見に行きましたら、この調子だったらどうか受けられるのではないかという気持ちで帰ってきたのですが、果樹をちょっと植えてあるんですが、まだ草が少し伸びておりました。これをまた農協の方で相談しながら草を取るようになれば、どうか特定生産緑地には乗れるような形だと私も感じてまいりましたので、これからは農協も注視しながらアドバイスしていきたいというお話でございました。

最後に、〇〇の物件ですが、やはり資料の中と同じような形で3月の時点ではありましたが、昨日、私は見に行ってきたのです。少しずつよくなっているんですが、野菜を生産した後のごみを、周りに捨てる場所がなくて、積み重ねたところが、結局そこはごみ捨て場で草が生えているような状態に感じてきました。

農協にお話を聞きに行きましたら、上野委員がかなり現地の方にご意見をいたしまして、これもまた農協に相談がございました。現状はまだそのような状態ですが、ぜひこれからも一生懸命生産して、所得増大に力を入れていきたいというお話があったそうでございます。ですから、これから農協も手助けしながら現状維持に協力していきたいというお話でございます。

その3件はそうなのですが、これからもこのような肥培管理ができていない農地が出てくると思います。農協も特定生産緑地の申請の相談があった場合には、書類の書き方とかそういうものにはアドバイスをして提出するのですが、ただ、その全部が特定生産緑地に乗れるような現状になっているかどうかは今のところ把握できていないようでございます。ぜひ、もし農業委員会様でチェックしていただいたものが農協に資料として来れば、その都度、問題がある農地に対しては、また農業委員会さんから指摘していただければ、農協で幾らでもそのアドバイスだったり相談には乗れるというお話でございました。

ですから、これからそういうことがかなり出てくるとは思いますが、東京中央の農協は相談があれば手助けをしたい方向に進めておりますので、今回、3つの農地に対しましては、現状はこれからというところですが、農家さんは特定生産緑地に乗りたいということがご



ざいますので、ぜひ通るような形を農協は進めていきたいというお話でございました。

高橋会長 私のところは1件しかありません。相当ひどい農地、どっちかといいますとミカン畑なんですけど、モチノキがミカン畑に同じように生えてしまっているというような状況の畑でした。これは当然、うちの営農が指導に行っています。現在、これは納税猶予も乗っている畑なものですから、肥培管理をきちんとするように話をしております。本人はその気になって、現在やる気になっているようですので、しばらく指導しながら様子を見たいと思います。私も行って話をしてきました。

もう一つ言いますと、この畑、この生産緑地は、本人の家のすぐ目の前なんです。やれてやれないことはないもので、遠くまで足を運ぶことはないものですから、積極的に特定生産緑地に乗るためのというか、納税猶予を確定されないように頑張らせるつもりであります。

先程、宍戸職務代理がおっしゃっていましたように、当農協も今の生産緑地以外にまだまだ肥培管理がきちんとできていないところが数多く見られるかも分かりません。そういうところについては積極的に指導していくつもりで現在おります。

以上、そんな状況でございますので、よろしく願いいたします。

そういう話からこういうことになってしまうと変なんですけれども、先程、職務代理からも報告がありましたように、肥培管理が向上した農地もございます。今後は、JAの営農部門にも協力をお願いして、相談や指導を行っていけたらと思っている次第です。特定生産緑地の指定に当たっては、園主が今後肥培管理に努めるというのであれば指定を進めてもらうということではいかがでしょうか。

園主に伝えても肥培管理を行う様子がない場合は、各JAで農業委員さんのお力も借りながら、もう一つは都計審の担当の人にもご相談しながら、できるだけ特定生産緑地に指定できるように補助していくということを基本方針で臨んでいくのはいかがなものでしょうか。それでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 それでは、できるだけそのように指導、特にJAにはお願いしてまいりますので、よろしく願いいたします。

高橋(良)委員 今の件で、3月の時点でいきなりこういうのが出て、写真入りで、納税猶予を受けるのがこんな状況なんだよみたいな形で出てしまったんですけれども、この中に私の担当する物件がありまして、私も慌てて確認に行った訳です。そうしたら、前か

ら納税猶予も受けているし、営農支援と相談しながらやっていくということで、担当の支店の支店長とも話をし、では、お任せしますから何かあったら連絡下さいということでやっていたのですけれども、いきなりこういうのが出てくるということで、誰も知らないじゃないかという話になってしまって、慌てて私も行ったのです。実は、先程話があったように、営農支援と打合せで相談していて、クリを植えるということで話が行われていて、その準備をしていた最中だったらしいのです。今ここにはもういなくなってしまったのですけれども、〇〇さんもそれを知っているはずだと言うんです。

それがいきなりこういう形で出るというのは私は納得できないんですけれども、もうちょっとその辺を、担当する農業委員と話をし、こういうのが出るのだけれどもどうなっているんでしょうかという話をした方がいいのではないかなと思うんです。それをいきなり出すのではなくて、今どういう状況になっているかと相談していてもいきなり出てくるというのは私は納得できないのです。

高橋会長 たまたま特定生産緑地の申請をした畑らしいんです。

高橋(良)委員 だけれども、申請しているのでこんな状況だよと、今のが悪い見本みたいな形で出ているというのは、私はおかしいんじゃないかなと思うのです。ちゃんと今やっているんだったら、その辺の経過を経て今こういう状況ですという話をしながらこの写真を見せるならいいんだけれども、いきなり出てきてこれはどうなんですかという話じゃなくて、今こういう状況で進んでいるのですけれども、現状はこうですというんだったらまだ分かるのですけれども、その辺をまず直してもらいたいということ。

それから、今、実際に私も行って、営農支援で相談してやっている最中で、私も立会いで行きました。誰にも言われてないんですけれども。クリを植えるということだったんですけれども、一応こういうふうに植えたらどうかというアドバイスもしてきて、今度3月の世田谷区の助成金をもらってから、下にシートを敷いて、草とかそういうのが生えるのを防止するという話で進んでいるらしいのですけれども、そういうのが一切なしでいきなり出てくるというのが私は納得できないのです。経過とかも話をし、担当の人間とも話をし、こういうのを出すのなら分かるのですけれども、だから私もすごく焦ってしまって、この前もそういう話があったと思うのですけれども、その辺をもうちょっと考慮してもらいたいなというので今お話しさせていただきました。

高橋会長 これは事務局から3月に提出してもらったんですよね。

事務局 そうです。

高橋会長 特定生産緑地の申請をされたんだけど、状況がこんなだよという話を。

高橋(良)委員 ただ、そのとき〇〇さんも知っていたと言うんです。それでおかしい話になってしまう。

高橋会長 写真を撮ってきたんですよ。

事務局 事務局といたしましては、もし今後こういう作業を進めていくのであれば、各担当委員さんとお話、相談しながら進めていきたいと思っております。

高橋(良)委員 それを言いたかったんです。

事務局 改めてよろしくお願ひ申し上げます。

高橋会長 これからできるだけ担当の農業委員さんと農協とも協力し合いながら進めていきたいと思ひます。

穴戸会長職務代理者 今、コロナウイルスがはやっていて、農協だったり、区役所もそうでしょうけれども、チェックだったり相談とかが今できていない状態なんです。これは来年いっぱい申請を出させていただいている状態なんですけれども、多少、申請の日時を考慮してもらうような形をお話ししていただいた方が、やっぱり意外と農地面積だったりそういうのでスムーズにいかない案件がちょっとあったと聞いているんですが、迷っている方はぎりぎりに多分お話しになると思うんです。そういう場合に、もし何かあったときには申請できないという形がこれから出てくる可能性もあるのではないかと思うので、申請期間を考慮して頂くような形をできないですか。

高橋会長 ただ、この期間については法律ですから無理だと思いますけれども、まだ2年ありますから、これから2年の間に懸命に、コロナといっても密でなければいい訳ですから、営農の人は相談に行けるんじゃないでしょうか。

穴戸会長職務代理者 農協も一応相談に乗っているんで、できればある程度の方にはちゃんと特定生産緑地に申請していただきたいという気持ちもあるようなので、そういうところの意見があることはあるんです。

高橋会長 しっかり頑張りましょう。せっかくまだ2年もあるって変ですけども、2年しかないといえないんですけども、まだ時間はありますから。コロナの場合はよく分からないですけども、何とも言えないですけども、申請すれば2年の間に急いで事務局に事務もやってもらえるんでしょう。

事務局 ただ、それを決定する会議が基本的に年1回なので、そのタイミングになるんです。極端なことを言ってしまうと、来年、2021年12月までに申請いただければ結果

は同じだということにはなるんですけども、ただ、ぎりぎりのところで肥培管理がよくないところが出てきてしまうと、是正するチャンスがなくなってしまうので、早めに申請いただいた方が間違いないと思います。

高橋（良）委員 その会議が行われる今年の分というのはいつなんですか。年1回ですよ。

事務局 はい。6月で、ただ、今年受けた分はまた来年のその会議になるので。

高橋（良）委員 ということは、今年出しても来年の12月ですか。

事務局 来年の6月のその会議です。効力が発生するのはみんな一緒に、2022年10月になります。

高橋（良）委員 うわさによると、JAの職員から聞いたのですけれども、何か抜けてしまっていて、また出し直しになる例が多いという話を聞いたことがあるんです。なるべく早めに出してもらった方がいいですよと聞いたんです。その辺はどうなんですか。

高橋会長 その辺は、本当は例えば年2回ぐらいにしてもらいたいです。

高橋（良）委員 あのと、そういう話もしたんですけども、1回は変わっていないですよ、全然。

高橋会長 生産緑地の申請についても年に1回でしょう。それも年2回ぐらいに何とかならないのという話をしたんですけども。

高橋（良）委員 結局、1回なんですか。

高橋会長 いや、返事はもらえません。

真鍋委員 前に生産緑地法が改正されたときに、短期間で生産緑地にするかそうじゃないかという選択を求められましたよね。そのときに、ここまで申請をしなければもう係争中の農地以外は生産緑地に認めないということになっていたんです。しかし、この世田谷区の農業委員会で、追加を認めるべきじゃないかという議論がどんどん出て、結果として国を動かして追加の生産緑地ができるようになったんです。

だから、法律で決まって今、期間が決まっているから、何が何でもこれまでだというのは、もちろん今の状況ではしょうがないと思うのですが、こういう社会情勢であるとか、手続の問題にそごがあれば、当然これは猶予があつてしかるべきだと思うし、そういう係争中以外のものは生産緑地に追加しないと決めていても、変えた前例がある訳ですから、そういうこともひとつ念頭に置きながら、柔軟に対応していくべきだと思いますし、今出てきたようなお話は、国や様々なところで我々も意見を言っていかなければならないし、

手続自体にやはりいろんなそごがあったり、間に合わなくて時間がアウトとなったら大変ですから、そういう幅も見ながら注目していきたいし、自分も動いていかなきゃならないと思いましたが、この農業委員会としてもそういう幅も持ち、諦めずやってもらいたいと思います。

以上です。

高橋会長 ぜひ先生方、区議会に期待しておりますので、よろしくをお願いします。

ほかに何か質問、その他ご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、特定生産緑地の指定申請を受けた農地の肥培管理状況、その指導については、今までのお話どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 それでは、ぜひ皆様、農業委員としてのご指導をよろしくお願いいたします。当然、各農協とも頑張っていて、肥培管理については指導していくようにお話ししていきます。

では続きまして、(2)の令和2年7月の総会日程(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 お手元の資料No.7、令和2年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、6月30日火曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。

7月の開催日時につきましては、7月28日火曜日午後3時から、会場は同じく区役所第2庁舎5階第5委員会室の予定となっております。

以上でございます。

高橋会長 では、7月の開催日時については原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、原案のとおりで決定いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(2)について、事務局から説明願います。

事務局 それでは、報告事項について順にご説明させていただきます。

お手元の資料No.8をご覧ください。ふれあい農園「じゃがいも掘り」「親子で夏野菜の収穫」の開催についてのご案内でございます。共に6月1日発行の「区のおしらせ せたがや」

区のホームページに掲載の予定です。また、「じゃがいも掘り」につきましては、出張所やまちづくりセンター等の区内施設でパンフレットも配布する予定であります。

続きまして、今度は資料No.9に移らせていただきます。令和2年度世田谷区農業委員会活動計画のご報告でございます。

昨年12月26日木曜日に開催されました第29回農業委員会総会に案としてお諮りした件でございます。今年2月に発行されました営農だよりにおいて本件を掲載する中で、一般の農家さんに意見を求めた結果、計画どおりに決定いたしましたことをご報告させていただきます。内容については各自ご確認いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局から報告事項につきましては以上でございます。

高橋会長 何か質問はございますか。

岡本委員 「じゃがいも掘り」また「親子で夏野菜の収穫」についての世田谷区のお知らせの掲載についてなんですけれども、今、コロナ禍でもありますので、新しい行動様式といえますか生活様式ということで、マスクを必ず着用してくるですとか、お芋掘りのときに運動するからマスクがどうなのかというのもあるんですが、専門家の方の意見を聞いていただいた上で、その留意点といえますか、そういったことを記載していただいた方がいいのかなとは思いますが、今現状、もう原稿は刷り上がっている状況かと思えますが、どのようになっているのでしょうか。そこだけ伺います。

高橋会長 事務局、お答えできますか。

事務局 こちらのふれあい農園のご案内につきましては、基本的には園主様の最終的なご判断でやるかやらないかというところはあるのですが、ただ、こちらの農業振興係の担当所管の係からも実際、今、委員の指摘のとおり、コロナウイルスに対する衛生面ですとか安全対策、そういうことについては担当の係から各園主さんにもご案内をさせていただいているところです。かつ、園主さんの方も、その辺は重々ご了解いただいているところでございます。逆に園主さんの方がかえって気を遣いながらやりますというような形で、今進めているところでございます。

岡本委員 安全対策をよろしくお願いいたします。

高橋会長 今、世田谷目黒でやっている体験農園の場合は、日にちを変えて、例えば10人ですと半分にして、生育に関してやって頂くことにしております。

岡本委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

高橋会長 予定案件は全て終了いたしました。

全般的な事項について質問、ご意見がありましたら発言をお願いしたいのですが。

(「なし」の声あり)

高橋会長 特にありませんか。それでは、本日の農業委員会は終了いたします。

それでは、穴戸会長職務代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

(穴戸会長職務代理者あいさつ)

午後 4 時19分閉会